

四月

以上

## 〔歴世女裝考三〕神代よりの髪の風一變したる事

神代の女の髪の風は、まへにもいへる如く、天照大御神の御髪も、御髻を一つ結て、うしろへたらし玉ふる状、神代卷を證とすべし。此風後にもつたはりたる事は、人皇十五代神功皇后、三韓を征し玉ばんとて、筑紫の浦にて御勝利を神祇に祈玉ひ、驗あらば此髪分れて兩となれどて、御髪を解玉ひ、海に瀧ぎ玉ひしかば髪おのづから分て兩と爲しを、そのまゝ、髻となし玉ひて、假に男の貌となり玉ひし事。日本紀の神功皇后の卷に詳なり、是にても女の髪はひともとにゆひ、男は兩に綰結、神代の風の不<sub>レ</sub>變ぞしらるゝ、此男女の髪の風斯てあり歴し事。天七地五の神代より、人皇三十九代天智天皇の御代まで不<sub>レ</sub>變しに、天武天皇の御代にいたりて一變せし事は、日本紀天武卷下に、白鳳十一年三月の詔曰、自今以後男女悉結髪とあり、本居大人が古事紀傳卷七に、天照大御神假に丈夫の御装束を爲賜事の註に、右の文を引て曰、上代に結といひしは、本を一つにあつめ舉て結て、其末は後へ垂したりけんを、彼詔に結よとあるは、頭上に結綰て髻となすをいふなるべしとあり、是日本にて女の髪を結ふ起原なり、さて右の御制ありてのち二年たちて、男女四十以上髪之結不<sub>レ</sub>結任意と在て、又二年たちて十五年の詔に、婦女垂髪于脊猶如故とあり、おもふに此比及天變地妖うちつゝき、且又御惱の事などもありしゆゑ、神代よりの髪の風をあらため玉ひしを、かしこみ玉ひて再故に復玉ひけんかし、本居大人が玉か此後十九年たちて、文武天皇の御代慶雲二年十二月の詔に、令天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髻髮いとくとあれども、垂髪する人もまじれる御制なれば、紛れもして其世の習ひのまゝには改らざりけんかし、中昔の物語書にみえたるやう皆すべし、髻にて、髪あげするは、唯大宮禁中にてことある時のわざなり、本居の説いとく